

✿ 保育料の算定方法と料金表 ✿

○保育料の無償化について

五戸町では、子育て世帯の負担軽減を目的として、令和6年10月より保育料を無償化しています。そのため、保護者が保育所等へ保育料を納める必要はありません。

※保育料同等額を、児童が通う保育所等に町が支給します。

※食材料費や教材費などは無償化の対象外です。

○保育料の算定方法

保育料は、父母等の町民税額をもとに、前期・後期の2期に分けて算定されます。

＜保育料算定のイメージ＞

※令和7年度の場合

	4月～8月（前期）	9月～3月（後期）
所得基準	令和6年度の町民税額で算定	令和7年度の町民税額で算定
年齢基準	令和7年4月1日時点の入所児童の年齢で算定	

※配当控除、住宅借入金控除、寄付金税額等の控除を適用する前の町民税額で算定します。

○保育料の算定対象者について

原則、保育料は父母の町民税額の合計金額で決定しますが、**同居している祖父母等が次のいずれかに該当する場合は、父母の町民税額に、該当する祖父母等の町民税額を合算します。**

- （１）祖父母等が入所児童又はその父母を税法上、健康保険等の扶養としている場合
- （２）自営業、農業等により生計を営む世帯で、祖父母等が児童の父母を税法上の専従者控除としている場合
- （３）祖父母等がその世帯の最多所得・最多納税者である場合

ただし、（２）及び（３）については、父母の前年の所得額が76万円（ひとり親世帯等にあっては38万円）を超える場合については、入所児童の生計が父母の収入によって成り立っていると認め、父母のみの町民税額で保育料を決定します。

○こんなとき、保育料が変更になります！

- １）保護者の町民税額の増減によって、前期・後期で階層区分に変更が生じる場合
- ２）保護者の所得額の増減によって、祖父母等を保育料の算定対象者とする（しない）場合
- ３）兄弟姉妹の進学・進級により多子軽減に変更が生じる場合
- ４）保護者の婚姻・離婚・死亡などにより、保育料の算定対象者が変更になる場合
- ５）申請児童又は同居親族が「在宅障がい者のいる世帯」に該当する（しない）場合
- ６）税更正の手続きを行い、税扶養及び町民税額に変更が生じた場合

※ **【0、1、2歳児】利用者負担額基準額表(令和7年度版)** ※

五戸町では、保護者の経済的負担を軽減するため、保育料を国が定める基準額の1/2以下に設定しています

階層区分	定義	利用者負担		＜参考＞国基準額	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層 (特第2階層)	町民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第3階層 (特第3階層)	町民税所得割課税額 48,600 円未満	9,800 (4,500)	9,600 (4,400)	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)
第4階層 (特第4階層)	町民税所得割課税額 57,700 円未満	15,000 (4,500)	14,700 (4,400)	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)
第5階層 (特第5階層)	町民税所得割課税額 77,101 円未満	15,000 (4,500)	14,700 (4,400)	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)
第6階層	町民税所得割課税額 97,000 円未満	15,000	14,700	30,000	29,600
第7階層	町民税所得割課税額 169,000 円未満	22,300	21,900	44,500	43,900
第8階層	町民税所得割課税額 301,000 円未満	30,500	29,900	61,000	60,100
第9階層	町民税所得割課税額 397,000 円未満			80,000	78,800
第10階層	町民税所得割課税額 397,000 円以上			104,000	102,400

※カッコ内の金額（特第2階層～特第5階層）は、ひとり親世帯又は在宅障がい者のいる世帯に該当する場合の保育料です。

○**多子軽減** 該当する階層区分で軽減率が異なります。

階層区分	軽減率
第3階層～第4階層 特第3階層～特第5階層	保護者と生計を一にする兄弟から数えて2人目以降無料 ※父母等が税法上の扶養としていることを条件としています。
第5階層以降	小学校就学前までの兄弟から数えて2人目半額、3人目以降無料

○**五戸町保育料軽減事業**

上記の多子軽減のほか、以下の条件を満たす場合に、保育料が1/3に軽減されます。

階層区分	年齢	兄弟姉妹における順番
第5階層～第6階層	0歳～2歳	高校卒業までの兄弟から数えて第3子以降に該当する場合